研究論文

消費税法に関する研究ー益税を中心として一

紙 博文

A Study on the Consumption Tax Law

Hirofumi Kami

【要 約】本稿の目的は、消費税法にかかる益税(現象)を吟味し、益税(現象)を通して消費税 法の実質、実態を明らかにすることである。

"益税"とは何か。本稿で述べたように納税義務者である事業者、とりわけ免税業者等が、我々から預かった消費税額を自分の懐へ入れているという意味での益税は存在しない。むしろ、自分の利益を割って納付する免税業者等の"損税"と大企業サイドに発生する"隠れた益税"(過剰転嫁含む)こそが指摘されなければならない。だが、我々消費者の中小零細事業者に対する"益税感"は根強い。それは、こうした感覚を抱く、消費税法のいくつかの条文、それを助長する環境、および特例措置の存在があるからである。

消費税の役割は、あくまでも所得に関する補完としての役割を担うべきである。しかしながら、わが国では、所得、財産と同様に基幹税としての役割を持たされつつある。それは、税率を引き上げにより容易に税収(1%=約2.5兆円の税収になる)が確保される、すなわち、消費税が徴税し易く、依存され易い性格であるためである。そして、こうした消費税率の上昇は、結局は、その人の"所得"に帰着し、消費者にいっそうの不公平感を与え、それが助長されていくのである。

1 はじめに

消費税法における益税(現象)とは、政府税調も述べているように、一般的には消費者が負担したとみなされる消費税額相当分が国庫に納入されず、その一部が事業者の手元にとどまる、つまり "国庫不入り"の現象を指すことである¹。もし、このことが事実であれば、消費者(担税者)が消費税制度全体に対して抱く不信感は当然であり、公平・中立であるべき税制度がその根幹から問われることとなる。しかしながら、こうした現象があたかも生じているかのようにみえるものの実際はそうではなく、何らかの誤解に基づくものであるとすれば、それはまた問題である。まず、法的にその事実を検証する必要がある。そして、益税が存在するならば、いかなる法的構造から存在が確認されるのか、また、存在しないのなら、何故、そうした現象が生じるのか、その理由を法的に明らかにしなければならない。

本稿の目的は、消費税法にかかる益税(現象)を吟味し、益税(現象)を通して消費税法の 実質、実態を明らかにすることである。そのためには、まず、益税(現象)とは何か、益税 (現象)に関する事実認識を行う。また、ここでは益税の逆、損税の存在についての確認もす る。次に、益税現象の関連で度々指摘される中小事業者特例措置に関する検討をし、消費税額 算出の重要なポイントである仕入税額控除方式のあるべき姿について議論をする。そして、こ うした議論・検討を通して消費税法の本質を明らかにする。

なお、2004年4月より中小事業者特例の措置に関する法改正の施行がなされるが、この法 改正は"益税解消"もその1つの目的であるとされている。本稿では、この法改正の影響につ いても若干のコメント(私見)を述べる。

2 益税に関する考察

2.1 益税の存在

消費税法において"益税"は存在するという議論は、次のような事実として一般に認識さ

^{1 2002}年6月に答申された政府税制調査会報告書「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(2002年6月、 13~14頁)には、「…消費者の支払った消費税相当額が国庫に入ってないのではないかという疑念を呼び、 これが消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられる」と記されている。

また、多くの新聞報道がある。例えば、2002年5月における新聞記事、『日本経済新聞』5月15日付朝刊 (19面大機小機欄より)、「…消費税の引き上げはタブー視されている。ひとつの理由として、将来の消費税の税率引き上げを考慮した場合、現行の中小事業者への特例措置が、いわゆる『益税』を生み、税制度の公平さを損ねていることがある。」その他、5月16日付朝刊、『日本経済新聞』「どうする税制、消費税」等を参照のこと。

なお、益税の定義として次のような記述もある。すなわち、「『益税』とは、『消費者が負担した税が事業者に留保されて国庫に納入されないもの』ではなく、『法構成上の不備から、事業者が本来納付すべき税が納付されないもの』となり、課税売上割合95パーセント以上の場合、仕入税額の全額控除や免税事業者や消費者から仕入れ(消費税が課されていない)の税額控除の適用はもちろんのこと、消費税負担を理由としてその負担額(コスト)以上の価格引上げも『益税』としてとらえるべきであろう。」山本守之([15], 187頁)。

れている。すなわち、免税業者(筆者注一免税事業者を選択した事業者:以下、単に「免税業者」という。課税売上高が3,000万円以下の事業者が対象である。しかし、2004年4月より1,000万円以下となる。)、および簡易課税業者等中小零細事業者に対する特例措置(筆者注一簡易課税業者を選択した事業者:以下、単に「簡易課税業者」という。課税売上高が2億円以下の事業者が対象である。しかし、2004年4月より5,000万円に引き下げられる)の存在からである。

免税業者であれば、消費税の納税が免除される。この場合、免税業者がその販売価格に5%分の消費税を転嫁すると販売価格に消費税分が上乗せされるものの免税業者であることから納税は免除される。このため、消費税の転嫁分は免税業者側にそのまま留まってしまう。すなわち、益税(現象)が生じている、との指摘である。

一方、簡易課税業者は、課税売上高に対する仕入控除額を推定するため、法で定められた「みなし仕入率」が用いられる。そして、「みなし仕入率」を該当課税売上高に乗じることによって簡易的にその消費税額が計算される。したがって、この方法では、課税売上高がわかれば自動的(課税売上高×みなし仕入率×5%)に消費税額が計算できる。この場合、仕入控除額算出に使用される「みなし仕入率」について、業種により高いみなし仕入率区分にその事業者が該当すれば、実際はそれより低い仕入れをなしていようとも控除税額を大きくすることができ、消費税額は少なく算出される。したがって、ここでの差額がそのまま簡易課税業者のもとに留まる。つまり、益税が発生するとの指摘である。

この2つの事実は、我々に消費税とは、消費者が事業主に対して支払うもの、または預ける ものであるという一種の"感覚"を抱かせてくれる。

2.2 益税 (現象) の真実

確かに、こうした益税にかかる現象は事実として認めることができよう。しかしながら、こうした現象が、果たして"益税(現象)"と呼べるのであろうか。

前者は、免税業者には納税義務がないため消費税額を販売価格に転嫁する必要はない。しかし、仕入れには消費税相当額が含まれており免税業者は免税業者であるが故に納税義務はなく、その仕入れに係る消費税額を控除することはできない。このため、免税業者としては、これまでの利益を確保する必要に迫られ、仕入れに係る消費税相当額を販売価格に上乗せすることになる。このように正当な利益を確保するためやむを得ず販売価格に消費税相当額を転嫁したことが、事業者の手元に留まるものとして、益税という名で指摘され得るであろうか。なぜなら、免税業者にとって、上乗せしなければその仕入れに係る消費税額を自らが負担せねばならないからである。

また、後者についても、こうした現象を益税と呼ぶには、簡易課税業者の企業努力という点をあまり考慮していないように思われる。というのは、「みなし仕入率」より低い仕入れを為したということは、それが事業者の一方的な有利であると言えるわけではなく、その簡易課税業者が、企業努力の結果として、「みなし仕入率」以下にすることができたとも考えられるからである。また、法が認めた「みなし仕入率」区分に従って消費税額を計算し申告したにもかかわらず、法が設定した仕入率区分の不適当さにより、簡易課税業者に有利な差額を生じさせ

ていると指摘され、それがすなわち、益税の発生である、と言えるであろうか。単なる法の不 整備によるものと言えないであろうか。

しかしながら、消費税に対して消費者が抱く益税感(納税者側からの税が事業者側に利益として残るという感覚)は根強い²。特に免税業者となることを選択した場合、その免税業者は、消費税分を上述したようにやむを得ず価格に上乗せするものの免税業者であることから消費税の納税は免除され、納めることはない。このため、消費者(担税者)は、消費税(上乗せ分)はどうなったのか、消費税はどこへ消えたのか、免税業者の懐に入っているのでは…、という感覚(感情といっていい)を強く持ってしまう。

だが、免税業者を選択した事業者の立場をよく観察してみれば、全ての事業者が、その価格に消費税分を上乗せできるわけではなく、事業者によって、できる場合とできない場合があり、同じ商品でも事業者によって価格が異なることに気が付く。また、自らの事業所(事務所=店)等を修繕し、改装した場合、その工事費用には消費税分が含まれており、それを負担している。免税業者を選択した場合、免税業者であるため、免税業者であるが故に、こうした仕入れに係る控除(=仕入控除)はできず、自らが負担をしなければならない。

2.3 消費税の転嫁と益税、損税

上述のような主張は、今のところ "免税事業者は、消費税をその商品価格に上乗せしているのに、その消費税は納められてはいない" という側面が大きく伝えられ、(否、伝わってくるのかもしれない)、なんとも言えない益税感を消費者に与えている。

その理由は、消費税法では消費税の転嫁と帰着の関係が不明確3である、ためである。ここで、転嫁と帰着の関係が不明確であるとは、消費税法では、課税期間内の総売上高に応じて算定される金額を「消費税」という名目で納税業者である事業者に強制納付させるものの、実質的な租税負担者は消費者である。つまり、消費税法は、納税業者である事業者に対し、その消費税額を誰からどのように「徴収(転嫁)」するかについて、その法的措置をいっさい準備していないのである。このため、事業者は、消費税を財・サービスの売買対価に含める有償双務契約を通して「徴収(転嫁)」してもよいし、市場をにらみ転嫁しない(できない)場合は、利益を割って納付することになる(納付すればよい)。転嫁しにくい商品には転嫁せず、その分(税額)を転嫁しやすい商品価格に上乗せして徴収(転嫁)する。要は、総売上高の5%の税額が総枠として確保されれば済むのである。

財・サービスの価格が市場原理(競争原理)にまかせられ消費税の転嫁如何に関係なく、唯

² 政府税制調査会の「税についての対話集会」報告書6頁によると8割の人が益税に不信を表明しており、何らかの対応が必要だ、としている。

³ 税の転嫁と帰着が不明確であることについて、次のような見解がある。「税負担の転嫁と帰着が不透明な税制は、憲法の租税法律主義の原則(84条)、公平負担原則からみて、適切なものとはいえないであろう。また、最終的な税負担が市場における競争力に左右されるとすれば、課税をとおした国家の所得再配分機能は相当の制約を受けることになる。消費税への依存を強めれば強めるほど、このような問題が大きくなることに注意する必要がある。」以上、田中教授([10],7頁)。

一、それは市場にて決まるものであるとすれば、消費税の転嫁とは何を意味するのであろうか。この問題は、免税業者を選択した事業主、これはすなわち多くの中小零細事業者が該当するのであるが、市場で決まる、市場に委ねられている価格に自分の利益を確保するため5%の消費税分を上乗せできるものか否か、という問題に換言してみることができる。その理由は、免税業者を選択した事業主等の市場における価格決定力があまりにも弱く、その価格は、元請けである、いわゆる大企業に支配されると言っても過言ではないからである。免税業者を選択した多くの事業者にとって、販売価格といっても、そこには元請け(大企業)からの"指し値"だけが存在し、仕入れに係る消費税相当額を上乗せする(転嫁する)余地はない。一説によれば、業種によっては、ほぼ50%の小規模事業者が上乗せできずに自らが負担しているとも言われている⁴。免税業者にとって上乗せできなければ、仕入れに係る消費税相当額を自らが負担しなければならない。このことは、"益税"というより、逆に、消費税による"損"の発生、すなわち"損税"の存在を意味するものではなかろうか。

他方、大企業では、どうであろうか。強い者としての大企業は、弱い者としての中小零細事業者に比べ仕入れに係る消費税相当額を価格に転嫁することは十分に可能である。否、むしろ、価格は唯一市場が決定することから、強い企業は、より大きな転嫁をすることが可能であるはずである(過剰転嫁が可能であること)。市場により決定されたただ1つの価格、それは、実際には、元請・下請、大企業・中小零細企業間での取引等、多くは力関係によって決められるのであるが、大企業は市場の価格形成に大きい影響を持ち、かつ強い。したがって、当然、価格に消費税分、否、それ以上の転嫁一過剰な転嫁一が可能である。ここに、消費者にはわからない、隠れた益税(本質的な益税)の存在がある、と推測できる。

3 益税現象の要因

我々消費者の抱く"**益税感**"は根強い。これは上述した大企業に生じていると推測できる **. 益税**には気づかずに、である。そして、そこでの消費税法は、事業主、とりわけ**免税業者や 簡易課税を選択する中小零細の事業主に益税をもたらすもので、不公平、不公正な税制であ** る、と批判される。実際は、逆であると思えるのだが、何故、消費者(担税者)はこうした 感覚— 一種の"錯覚"とでも言えるのであろうか—を抱くようになるのであろうか。そして、 こうした感覚がいかにして醸成されているのであろうか。私見では、その要因を次の3つにあ ると考えている。

- ① 消費税法の条文中に、消費者(担税者)が"錯覚"を抱くようないくつかの条文の存在、
- ② "錯覚"を許容するような環境、
- ③ 消費税の特例措置等の存在、である。

3.1 いくつかの条文の存在

⁴ 湖東教授([7],10頁)、北野教授([4],401,418頁)、福家教授([12],172,176頁) 各氏の論文を参照のこと。

最初に、消費税法第5条1項、「納税義務者」をみることとする。

同条1項は、消費税の負担者は消費者であるが、それを納税する義務者は**あくまでも事業 主である**、と規定している。前述したように、消費税は、負担者である消費者が直接、納税するのではなく、事業主にその納税義務を課している。こうした徴税手法は、自分が負担した税に対する異議や返還請求等、納税者としての権利をどのようにして主張してよいかという租税に関するより基本的問題も指摘することができるが、益税という観点から指摘をすれば、物品の対価を事業主に支払うという行為、それがすなわち、消費税額を納税義務者である事業主に預けるような印象(感じ)を我々消費者に抱かせる。

消費税は、租税の担税者(実質的負担者)と納税義務者が異なる間接消費税として認識されているが、それは、担税者を納税義務者(実質的負担者)としつつ、その負担する租税の徴収義務者が法律上明瞭に区分されている直接消費税としてではなく、この関係が規定されていないもの一間接消費税—として位置付けられている。前者は、納税義務者(担税者=消費者=顧客)と事業者(特別徴収義務者)の関係が明瞭で、事業者が当該消費者から預かった税を取りまとめて納付する立場にあることから、実際に税を預けているものであるが、後者はそのような関係にはなく、事業主自身に、いわば売上と同時に納税義務が課せられるものである。

消費者は、この2つの間接税を混同してはいないだろうか、消費税をあたかも前者のような直接消費税のごとく考えてしまうのである。それは、消費税の導入から10数年経過したものの未だその仕組みについて周知されているとは言えないからである5。

次は、消費税法第9条の4項、6項についてである。

同条4項では、「…消費税を納める義務が免除されることとなる業者が、その基準期間における課税売上高が3,000万円(引用者注、2004年4月より1,000万円に変更、以下同じ)以下である課税期間につき、第1項本文に規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を管轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間中にその国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。」とされ、さらに、同条6項では「…第4項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。」と規定されている。

ここで規定されているのは、免税業者に該当する事業者でも課税業者を選択し、課税業者となることができる、ことである。だが、一度、適用をうけると、それを2年間継続した後でなければ再度、免税業者としての選択することはできない。つまり、2年間、強制適用されるのである。

この条文は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下であっても非課税売上高に対する課税

⁵ 税制改革法第11条第2項では、「国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、前項の規定を踏まえ、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるものとする。」と規定していることからも消費税の基本的な構造の周知が求められているが、用語の解釈や使われ方が一通りではなく誤解が生じていることは否めない。

仕入高が比較的多い事業、例えば、住宅の賃貸をおこなう不動産賃貸業者、宅地造成会社、また、免税取引の多い輸出事業が主である業者等に対して一定の配慮を示したものと思われるが、こうした措置は、納税義務者である事業主に、課税業者となるか免税業者なるかの判断を委ねることになる。事業主に納税にかかるオプションを与えることは、税法においてはしばしば見受けられることであるが、消費税については間接消費税でもあり、その性格から"何か事業主に有利なこと付与しているのでは"という印象を与えてしまうようである。しかし、この問題は、どちらかを選択することが、事業主に有利・不利を生じさせるというのではなく、課税業者を選択することにより事業主の正当な利益を得るためその仕入れ控除を可能にする、というだけなのである。

さらに、消費税法4条1項、2項は、消費税法の課税対象について規定している。4条1項は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により消費税を課する」、同条2項は、「保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する」と規定している。消費税の課税対象は、文字通り事業主が行った資産譲渡等にかかる売上総額であるが、この金額が課税売上高となるには、消費税法6条1項における非課税取引や同7条1項の輸出として行なわれる資産譲渡にかかる免税取引(輸出免税取引)の売上額を除かなければならない。

非課税取引を規定する法第6条1項は、その取引項目として次の15項目を挙げている。土地譲渡、同貸付け、利子、保証料、保険料、郵便切手、商品券、入学料、授業料、助産、埋葬料等であり、消費に馴染まないものと政策的見地から定められたものと2通りあるが、それほど多くはない。

取引にこうした非課税項目があることは、その内容や非課税となった経緯、意義、また、そうする要件が周知徹底されていなければかえって混乱を招く。土地譲渡、貸付け、学校入学金、治療費等が、なぜ、非課税なのか…ということから、消費者は、2つの価格、つまり対価支払時の税込み、税抜き価格の存在を強く意識してしまう。そしてそれが、価格には税込み、税抜きもなく、唯一、事業主が市場をにらんで決定する価格のみが存在する、という事実を覆い隠してしまうのである。

3.2 "錯覚"を許容するような環境

まず、"消費税の転嫁に関する法的な規定がない"ことである。これは、消費税の転嫁は事業主自身に任されていることを意味するものであるが、つまり、担税者である消費者は、物品

⁶ 消費税法では、その計算の便宜上、納税義務者である事業主側に仕入控除を多くする計算措置がなされている。このため、その措置は、事業者にとって有利なものであると思われるかもしれない。法が認めているもので他には、積み上げ計算例の適用、簡易課税業者の仕入控除に関する75パーセントルールの適用、また、仕入控除における95パーセント基準から、その方式として一括比例配分方式と個別対応方式の選択を事業者に容認(個別対応方式の方が仕入控除額は多くなる)等がある。こうした措置は、制度を円滑に運用する上で必要とは思われるが、事業者側に"益税"を発生させるという誤解も同時に与えることとなる。

購入時、**5%の消費税を価格の一部として支払う**ものの、事業主は、市場の決定する価格で販売するため、消費税をそのまま徴税機関に納めるか否か、は不明である。身を切って、**損**して納めるのか、また、過剰な転嫁を行うも5%分のみ納め、**益**を発生させているのか、消費者(担税者)には全くわからない。こうした不明さ、あいまいさは、消費者(担税者)に不必要な誤解を与える。

次は、消費税の価格表示方式についてである。

現在、消費税額の表示は、総額、純額方式、また、その併用も差し支えないとされているが、これまで見てきたように、"消費税額は、既にその販売価格に織り込まれている"ことから、そこでの価格表示方式は総額方式を中心とするものに統一しなければ誤解と混乱が生ずる。商品購入時、税抜き価格×××円、その内消費税は××円という表示は、消費者が負担する消費税額を我々消費者に示してはくれるが 7 、我々は、つい、つい、もう一方の税抜き価格(又は消費税額)の方に気を止め、かえって"事業主に消費税を預けている"という"感覚(錯覚)"を抱いてしまう。しかしながら、2004年4月より価格表示方式は総額方式(税込み方式)に統一される 8 。この措置については、多くの論者から今後の消費税率の改正に向けての条件整備の一環であるとの見解 9 が示されているが益税感の解消という観点からは賛成を唱えておきたい。

さらに、益税感を与える環境要因として、わが国の特異な企業構成の状況についても指摘をしておく。すなわち、わが国の総事業所数は約620万、そのうち、99%を中小零細事業者が占めている ¹⁰。このため、現実として、**益税は、大企業にこそ生じている可能性が高いのである**が、その圧倒的な企業数の多さから、また、後述する中小零細事業者に対する特例措置(免税点制度、簡易課税制度)等によって、益税現象があたかも中小零細事業者に生じているような"感覚"を抱いてしまう。

3.3 中小事業者に対する特例措置

中小零細事業者に対する特例措置(免税点制度、簡易課税制度)は、消費税の導入に際し

⁷ 税制改革法第11条第1項は、消費税の円滑かつ適正な転嫁するために、「事業主は、消費に広く薄く負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする。その際、事業者は必要と認めるときは、取引相手方である他の事業者文は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。(傍点は引用者)」と規定し、消費者に取引に課せられる消費税の額が明らかになる措置を事業主に求めている。ここでの表示手段はそのためのものである。

⁸ 総額表示方法であるが、支払総額のみの表示でよいし、また、本体価格と税額を併記してもかまわない。
9 消費税改正に関する多くの解説書に記されている。例えば、熊王征秀([6],45頁)、多田雄司([8],32頁)。
10 総務省統計局統計センター 1999年事業所企業統計調査(2000年10月31日公表)によれば、総事業所数は約620万、内個人事業所が約320万、法人が約290万、但し、従業員が10人未満の事業所は約510万事業所である。なお、従業員が300人以上の事業所は、9,400事業所しかない(中小零細事業者が99パーセントを占める)。また、法人の規模を資本金別みると、全産業では約166万法人があり、資本金1,000万円未満が80万法人、1,000万から3,000万円までが70万法人ある。すなわち、こうした日本独特の企業構成の現実があるということである。

て、それが円滑に行えるよう政策的な見地から定められたものである。しかしながら、現在、この施策は、益税感を生みだす元凶であるかのように指摘される。たとえば、免税点制度は、 "我々消費者が支払った(預けたと錯覚するのであるが…)消費税が免税事業者である故にその納税が免除される"ため、免税事業者に消費税が留まっているかの印象を与える。また、簡易課税制度も同様に、概算にて計算される消費税額の多くが事業者の手元に留まっているようにみられ、免税点制度と共に言いようのない益税現象を醸し出している。

4 特例措置の実質とあるべき仕入税額控除方式の議論

益税一益税感とも呼ぶべきかもしれないが一を解消するため、中小零細事業者に対する特例措置(免税点制度、簡易課税制度)の法改正が2004年4月より施行される。今回の改正では、それぞれの措置にかかる上限金額の引き下げがなされるが、この改正で果たして"益税現象"が解消するのであろうか。本節では、特例措置の検討からその実質について考えてみる。また、消費税の転嫁を的確に把握するための適切なる仕入税額控除方式(帳簿課税方式、税額表示方式=EC型付加価値税のインボイス方式=仕送り状に税額を記載する方式)11選択にかかる議論について、この議論の検証し、あるべき仕入税額控除方式について考察をする。

4.1 特例措置の実質

4.1.1 免税点制度

免税事業者の免税点は上図のとおり、消費税導入以来、一貫して3,000万円であった。多くの論者は、この免税点がヨーロッパの主要国と比べて極めて高く¹²、このため約60%以上の事業者が免税業者となり、消費税の納税が免除され消費税の転嫁分を自分の手元に留めている、と指摘をする。しかしながら、これまで述べてきたようにこうした指摘は正しいものではない。

¹¹ 消費税は、付加価値税である。つまり、各取引段階の付加価値を課税標準として課される。ここで付加価値とは、原材料を加工しその製品の販売(小売り)までの各段階において、事業が国民経済に対して新たに付加した価値のことであり、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額である(控除法)。

この税額算定で実際に採用されているのは、「仕入税額控除法」また、「前段階税額控除法」という方法で、それは課税期間内の総売上金額に税率を適用して得られた金額から、同一課税期間内の仕入れに含まれていた前段階の税額を控除する方法である。

仕入税額控除の意義については、田中教授([9],21-22頁)の次のような見解がある。

^{「…}仕入税額の控除をすることは、付加価値に対して課税するという、消費税の基本構造を維持するためである。仕入税額控除は、累積的課税による『税に対する税(Tax on Tax)』を排除するための、仕入れの段階で付着した税額を控除し、経済に対する課税の中立性を確保することを目的とする。仕入税額を認めないならば、それは、取引高税におけると同様に、課税の累積を招くことになる。その意味で、仕入税額控除は、消費税の生命であるといわれる。このように考えるならば、仕入税額控除は、事業者にとって、特典ではなく、権利というべきである。(傍点は引用者)」

 $^{^{12}}$ フランスでは175,000フラン(本邦換算=315万円)、ドイツ 32,500マルク(同 195万円)、イギリス 51,000ポンド(同 918万円)が免税点である。

紙 博文

中小事業者に対する特例制度の変遷

	創設時 (平成元年)		平成3年改正	平成9年4月施行 (平成6年の税制改正)
免税点	3,000万円(平成16年4月より1,000万円)			
簡易課税制度	適用上限	5億円	4 億円	2億円 (同 5,000万円)
	みなし 仕入率	90% 80% (2区分)	90% 80% 70% 60% (4区分)	90% 80% 70% 60% 50% (5 区分)
限界控除制度	適用上限 …	· 6,000万円	5,000万円	制度の廃止

政府税調資料=http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosinを参考として作成。

だが、あまりにも多くの同様な記述があり、それが"益税"についての真実を覆い隠しているようでもある。

たとえば、2002 年 6 月の政府税制調査会の中間答申、「あるべき税制の構築に向けた基本方針」報告書(13-14頁)にも、こうした誤解を与える記述が次のように記されている。

「…消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要がある…事業者免税点の水準(課税売上高が、3,000万円以下)は、制度創設以来据え置かれ、依然として6割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入ってないのではないかという疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられる。」

また、同様な見解は大田教授([1])の次のような主張にもみることができる。

「消費税は間接税であり、間接税とは納税者と負担者が異なる税をいう。納税者は業者だが、負担するのは消費者だ。だから、**業者にとって消費税は預り金に過ぎないし、 負担はきちんと消費者に転嫁されねばならない。**

…わが国では、免税業者からの仕入れにも税額控除が認められ、制度上で益税が容認されている。しかも、免税業者の適用上限は売上高3,000万円と極めて高く、事業者の6割以上が免税となっている。…諸外国にも中小企業者向けの特例はあるが、日本ほど大きなものではない。(太字は引用者)」

これらの主張は、免税業者を選択した事業者が仕入れに係る消費税相当額を必ず上乗せする ものであり、また、それ以上の過剰な上乗せも可能である、ことを前提として述べられている。 しかしながら、何度も指摘しているように、転嫁するか否か(上乗せするか否か)は、当事 者に任されており(市場に委ねられており)法的には何も決められてはいない。このため、免

税業者を選択する事業者には、**益税**より、その仕入れに係る消費税相当額を自らが負担する **損税**の発生すら考えられるのである。

また、わが国の免税点(3,000 万円)の高さを指摘する意見も正しいものとはいえない。それは、他国の免税点の高さを単純に比較することは、その国との国勢、産業構造、流通システム、物価(購買力平価)等、あまりにも尺度が異なり意味がないことなのである。また、免税業者の売上高総額が全事業者の売上高総額に占める割合をみると、平成元年では3.3%、平成10年は2.3%と低く、免税点3,000万円はさほどの影響はないといえる¹³。これは、免税点が1,000万円となっても同様であろう。

免税点制度は、元来が中小零細事業者の事務負担¹⁴ に配慮した制度であった。それは、中小零細事業者にまで一律に煩瑣な事務負担を課すことは適切でなく、制度の公平性を損なわない範囲で特別措置を認めることは十分に納得できるものであった。なぜなら、消費税の実額計算(原則課税)には、かなり複雑な計算が求められ、中小零細事業者では、そうした計算に対応できないと考えられたのである。そうであれば、今回"益税解消のため"という目的から免税点の引下げがなされることは大きなマイナス効果だけを残すように思われる。たとえば、中小零細事業主に対するさらなる事務負担の発生、そして結果として、法の不遵守を招く可能性の増大、税務当局の厳しい調査と徴税コストの増大等である。すなわち、免税点の引下げが、転嫁の問題も含めて現行消費税法の仕組みそのものの欠陥に目をつぶり、中小零細事業者=免税事業者の立場をいっそう過酷な状況に置くことになる、と考えられるのである。

4.1.2 簡易課税制度

簡易課税制度を選択した事業者は、課税売上高さえあれば自動的に消費税納税額が決定される。実額計算は必要とされない。しかし、当初から、そこで用いられる「みなし仕入率」*のパーセンテージの区切り(当初の適用上限 5億円、2区分=90%、80%)があいまいで、業種実態と一致しておらず、事業者側に"益税"が生じることが度々指摘され、実態調査でもそのことが認められていた 15。このため、随時、仕入率の変更、および適用上限の変更がなさ

¹³ 政府税調資料=http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosinより。

¹⁴ 事業者には、納税に関するいくつかの義務がある。1つは申告納税制度であり、その意義は安易な推計課税を制限し実額課税を可能な限り実現して行くという点にある。その内、青色申告制度とは、法人税と不動産所得・事業所得・山林所得に関する所得税について、税務署長の承認を受け青色申告をするものである。この制度では、一定水準以上の帳簿書類を備え付け、取引を忠実に記録し保存するならば、こうした申告をしない事業者(白色申告者)に比べて様々な特典が与えられる。このため、当局は、青色申告による納税を奨励しているといえる。したがって、事業者には忠実な帳簿の備え付け義務が生じ、その保存期間は7年である。また、事業者の事務負担の大なるものに源泉徴収義務がある。源泉徴収等による国税の納税義務は、給与の支払時など納税義務成立要件の充足と同時に何らの手続を要せず自動的に確定する。こうした事業者の既税務上の事務負担の上に、さらなる消費税の事務負担が課せられる。中小零細事業者にとっては大きな負担である。以上、水野教授([13],310頁)。

¹⁵ 仕入率は事業の種類と規模により異なるものの80%のみなし控除率の多くは、事業者に益税を与えることが確認されていた。以下、金子教授([2],434頁)を参照のこと。

れてきたが、それでもこの区切りの問題が解決したわけではなく、消費者に簡易課税を選択した事業者の方が納税に関して有利である、という"不信感"を抱かせてきたのである。

* 参考:消費税法施行令第57条1項では、「みなし仕入率」を次のように規定している。

第1種事業(卸売業)90%、

第2種事業(小売業)80%、

第3種事業(農林、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業)70%

第4種事業(第1種、第2種、第3種、第5種事業を除く)60%

第5種事業 (不動産、運輸・通信業・サービス業 (飲食業を除く)、なお、第1種から第3種事業を 除く) 50%

湖東教授([7],10頁)は、「簡易課税制度には、みなし仕入率という不確定要素が存在する ため、事業者の業態からどの区分でどのみなし仕入れ率が適用されるかにより、当該事業者に 益も損も発生することから、この制度は中小規模事業者にとって必ずしも有利なものではな い」と述べている。本来、簡易課税制度の目的は、この制度を選択した中小零細事業者に税額 申告に関して簡易的計算という便宜を与えることであった。しかしながら、湖東教授のことば でも、推定される仕入控除の金額によっては中小規模事業者に益も損も発生しそれほど有利な 制度ではない、とされる。つまり、この制度を便宜的という点から考えれば、それは中小規模 事業者側(納税者側)にあるというより、むしろ、徴税する側にとってこそ有利な制度ではな かったろうか。すなわち、簡易課税制度は、課税売上高さえ決定されれば、推計により直ちに 消費税額が算出されること。また、**売上さえあれば「赤字」事業者に対しても課税が可能で** あること。さらに、徴税側は、この制度から、課税売上高が一定金額(=2億円。2004年4月 以降、5,000万円)以下である多くの納税義務者の把握ができること、さらに、推定税額計算 が簡単でそれが徴税コストの削減に繋がっていくこと。こうした多くのメリットが徴税側にあ る。このため、その課税区分は大雑把で構わなかっただろうし、あいまいでも良かったのであ る。ただ、そこには"徴税し易さ" という考えだけが存在していたように思われる。したが って、今回の改正においても何ら変化もなさそうである。ただ、中小零細事業者に対する事務 負担のみが増えそうに思われる。

4.2 あるべき仕入税額控除方式(帳簿課税方式、税額表示方式=インボイス方式)

消費税額は、課税売上高に係る消費税額から課税仕入高に係る消費税額を控除して税額が決定される。したがって、課税仕入額に対する仕入控除税額の把握は消費税額申告に際しての重要なポイントとなる。

仕入税額控除法(方式)としては、① 帳簿等の記載に基づき、課税期間内の仕入れの総額に税率を適用して得られた金額(わが国では、税込仕入総額の5/105)の控除を認める方式(帳簿課税方式)と② インボイス(仕送り状)や請求書に税額が記載されていることを条件としてその控除を認める方式(税額表示方式=インボイス方式)がある。フランスをはじめとするEU加盟諸国では、インボイス方式が採用されており、他の主要国もそれにならっている。このため、インボイス方式を用いた仕入税額控除型の付加価値税は、一般に「EU型附加価値

税」とも呼ばれている 16。

現在、わが国が採用している仕入税額控除方式は、上記のインボイス方式ではなく帳簿税額 方式の変形型(当初は帳簿税額方式、その後、帳簿・請求書保管方式)である。何故、わが国 が、帳簿税額方式を採用したのか、それはその導入経緯から広く周知されているが、その採用 がわが国消費税制度の欠陥の1つであると多くの論者から指摘をうけている¹⁷。

たとえば、大田教授([1])は次のような主張を述べている。

「…仕入れ税額を控除し、転々と税が転嫁されて、最終的に消費者に帰着する。これが消費税の基本だが、わが国の消費税はこの根幹部分に欠陥がある。

最大の問題は、税額の計算がEU型付加価値(VAT)のようなインボイス(税額票)方式ではなく、帳簿上でなされる点だ。インボイス方式は税額計算が正確なだけでなく、業者間の脱税監視効果を持つ。インボイスに不正な金額を記載すると、取引相手の不利益になるからだ。さらに重要な点として、免税業者を自然に減らす効果を持つ。免税業者が中間段階に入ると税の転嫁がストップするため、免税業者は少ないほど望ましい。インボイス方式の場合、免税業者からの仕入れはインボイスが無いから前段階までの税を控除できず、そのために取引から排除されやすくなる。その結果、免税を選択する業者は自然に減少する。

これらインボイス効果によって、VATはそれまでの間接税とまったく異なる合理的な税として評価された。しかし、**日本の消費税は、導入時の業者の反対を和らげるために帳簿方式を採用し、さらに中小企業に対して次のように大幅な特例措置を設け、VATとは似て非なる制度になった。**(太字は引用者)」

すなわち、インボイス方式を採用していないことが、益税を助長し脱税を見逃す要因になっていること。また、中小企業に対する特例制度は、これは上述した特例措置も含むのであるが、付加価値税の本質を逸脱するものである、という主張である。

しかしながら、こうした主張に対して八田教授([11])は、インボイス方式にて、益税を押さえ、脱税を押さえようとしても、逆に、かえって徴税コストがかかり、あまり効果があがらないと、次のような見解を述べている。

「…かつては、消費税がクロヨン問題の救世主だといわれた。① 消費税の下では、自営業者の税負担が増える。② **所得税と違って消費税は徴税コストがかからない**ーという2つの前提をもとに、**所得税から消費税へのシフトが安上がりなクロヨン対策と考えられた**のである。

…前提②も正しくないことが、欧州の経験を通じて分かってきた。当初は、『インボイス』と呼ばれる規格化された領収書さえ使えば付加価値税の徴収費用は低いといわれた。しかし、インボイスが盛んに偽造されるため、小企業に対する徹底した税務調査

¹⁶ 金子教授([2],434頁)を参照のこと。

 $^{^{17}}$ 政府、税制調査会の2002年6月の答申—「あるべき税制の構築に向けた基本方針」13頁。また、森信教授([14],132頁)を参照のこと。

が必要であることが明らかになった。

このため低い脱税率を達成している国では、多額の徴税コストがかかっている。例えば、スウェーデンの徴税コストの対税収比率は、所得税の2.7%に対して、付加価値税は、3.1%であり、付加価値税の方が徴税コストより高い。(太字は引用者)」

インボイス方式とは、仕入れに係る税額について、事業者が容易にこれを把握するための仕組みであって、消費者、つまり担税者の視点から、売上を含めた取引全体を把握するものではないのである ¹⁸。確かに、全ての取引にインボイスの発行の義務付けをし、それがなければ仕入控除ができないとすれば、これまで指摘してきた損税や過剰転嫁による益税現象に対して効果を生むものの、それは、インボイス方式導入による中小零細事業者に対する事務負担をあまり考えない処置である。インボイス方式が採用されれば、免税業者は課税業者となることが強いられ、また、インボイス発行の煩雑さ(わが国の流通過程の複雑さも相俟って)とその保管や煩瑣な税額計算からさらなる負担の増大へと、そして、このことが今後のさらなる課税管理=取締強化の方向と進むように思われる。

それでは、帳簿税額方式のままでよいかといえば、否、いくつかの帳簿税額方式固有の問題がある。福家教授([12],173-175頁)の見解を要約すれば以下の通りである。

- ① 帳簿税額方式よる方式では、推計ないし概算による額を基礎とした納付税額の計算がなされる。それは、この方式では、個人および法人のおのおのの課税期間が終了してはじめて納付計算が可能となることから個々の取引ごとに税抜き利益の厳格な計算ができず、販売価格をあらかじめ決定することの妨げとなる。
- ② インボイス方式に比べて、逆進性の緩和に向けての「非課税品目」や「複数税率」を措置するための法技術的難点を抱えている。このため、帳簿税額方式は、担税力の質的差異をいっさい無視し、全ての資産譲渡等に単一税率による一律課税を行うための適合的な方法となっている。
- ③ インボイス方式は、個別の取引ごとに正確な税額が計算され明示されているが、帳簿税額方式はそうではない。この場合、正確な税額が明示できる場合とそうでない合の租税制度自体についての、すくなくとも、「公正らしさ」には比較できないほどの差異がある。

以上のことから、仕入控除方式としてどのような姿が望ましいのであろうか。田中教授 ([9], 22頁) は、次のような見解を述べている。

「…わが国における課題は、消費税法第30条第7項の『帳簿及び請求書』要件を形式的に強制することやその徹底化としてのEU型インボイスを導入することにあるのではなく、現行の帳簿方式を基礎として、わが国の取引や経済実態により適合する方向で、仕入税額の控除方式の合理化を図ることにあると思われる。(太字傍点は引用者)」

すなわち、わが国の経済的実態、それは中小零細事業者が多いということ、また、流通過程

¹⁸ 八田教授([11])を参照のこと。

が複雑であること、そして、将来の複数税率をも視野にいれること等であるが、それらを考慮 すれば、現行の帳簿方式を基本とし、控除方式の合理化、つまり、それは企業の規模別、取引 額の多寡別に控除方式を考えること等であると思われるが、何らかの調整を図っていくことな のであろう。

5 結びにかえて-消費税法の実質-

消費税法に対する我々の益税感は根強いものがある。"益税"とは何か…。これまでみてきたように納税義務者である事業者、とりわけ免税業者等が、我々から預かった消費税額を自分の懐へ入れているという意味での益税は存在しない。むしろ、自分の利益を割って納付する免税業者等の"損税"と大企業サイドに発生するであろう"隠れた益税(過剰転嫁含む)"こそ指摘されなければならない。

しかしながら、我々消費者の中小零細事業者に対する "益税感" は根強い。それは、こうした感覚(錯覚)を抱く、消費税法のいくつかの条文、それを助長する環境、および特例措置の存在があるためである。

他方、仕入税額控除方式として望ましい方式を模索すれば、それは、帳簿税額方式を基礎とし、中小零細事業者に配慮したもので、また、納税者の権利を保護する"カタチ"、つまり、 課税対象の担税力に着目した非課税品目や複数税率の措置が可能な方式である。そして、そう することが益税現象という誤解(錯覚)の解消にも繋がるように思われる。

わが国の消費税は、ほとんどの物品に一律に税をかけるという水平的公平形式が、消費者の負担を省みず、応能負担原則に反し、逆進性を持つ、また構造的にも垂直的公平に反する税である。このため、消費税は、徴税することが最優先され、徴税の便宜のみ考えた法構造をもつ租税である。たとえば、消費税は、負担者である消費者が直接納税するのではなく、事業主にその納税義務を課す、つまり納税者と納税義務者を異にする間接消費税であること、このこと自身、納税者の権利の不存在を意味するものであるが、また、簡易課税制度における徴税額の簡易的計算方法の採用、そしてそのことによる徴税側からの納税義務者(中小零細事業者)の把握等、である。すなわち、消費税は、その税率を引き上げることで容易に税収(1%=約2.5兆円の税収になる19)が確保され、徴税側にとって利用し易く、依存されやすい性質を持つ租税なのである。なお、消費税率の上昇による租税負担の高まりは、結局、その人の"所得"に帰着するもので、消費者(担税者)にいっそうの不公平感を与え、それが助長されていくのである。

周知の通り、担税力の基準として**所得・財産・消費**を挙げることができる。このうち、所得、財産は、担税力の尺度として優れているが消費はそれほどでもない。その理由は、所得、財産には、累進税率が適用できること、公平な税負担の配分ならびに富の再配分要請によりよ

 $^{^{19}}$ 平成10年より消費税の総申告額を税率で除すると、概ね2.3兆円から2.5兆円の金額となる。また、わが国GDP500兆円、そのうち消費が占める金額が300兆円、その1%として3兆円という根拠もある。

紙 博文

く適合していること、特に、所得は累進税率の適用が可能であるばかりでなく、基礎控除その他の人的控除等を直接税の制度を通じて最低生活水準の保障を図ることが可能であるからである ²⁰。なお、消費が劣るのは、税負担について逆進的性格 ²¹を持つからで、消費は、奢侈品(しゃしひん=贅沢品)のみに課税すれば多くの税収を期待することはできず、かといって、多くの税収を期待しようとすれば生活必需品ないし準生活必需品にも課税の対象が広がる。このため、課税の公平という観点からは、所得を中心とし、そこに担税力をみることが適切である。

しかしながら、所得、とりわけ高額所得者に対する所得(配当所得等)にかかる捕捉には限 界があり、所得で捕捉できない部分は他の税(財産、消費)に求めなくてはならない。これが、 所得・財産・消費のバランス論であり、担税力に即した税負担配分としては好ましいものであ る。つまり、消費にかかる税は、あくまでも所得に関する補完として存在すべき税なのであ る。

しかしながら、わが国の消費税はこうした累進税率制度を補完する税としてではなく、所得、 財産と同様に基幹税としての役割を持たされつつある。それは、消費税が、徴税し易く、依 存され易い性格のためであろう。

"益税"という言葉は、消費税率の引き上げが議論される場合、必ずといってよいほど登場してくる。"益税の解消を前提として・・・税率の引き上げを・・・"また、逆に"税率の引き上げには益税の解消をなさねばならい"というように"益税解消"という文言が、税率引き上げに際して免罪符のような働きをしている。しかし、こうした言葉に惑わされてはいけない。我々は、租税理論から、また納税者の権利という観点から、消費税法の本質を見極め、"中小零細事業者には益税は存在していない、そこで発生するであろう損税の方が問題である"という事実をここに明確に認識しなければならない。

²⁰ 租税法律主義の視点から、我が国の憲法を例として、税の公平についての見解がある。それによると、租税立法の法原理として、応能負担原則が、租税立法上のもっとも重要な指導原理である、と主張される。例えば、憲法14条は「法の下の平等」を記している―これを租税面からみると、能力に応じて平等であること、が意味されている、という。その他、憲法13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)、25条(生存権、国の社会的使命)、19条(思想及び良心の自由)等よって、応能負担原則は、我が国の租税に関する憲法原則であるとしている。以上、北野教授([3],30頁)

²¹ 消費税がいかに逆進的であるか。北野教授([5],35頁)によれば、消費税負担率は月収28万8000円…3%、52万1000円…2.7%、99万9000円…1.4%、400万…0.8%、このように所得が低い者ほど負担率が高い、とされている。

【参考・引用文献】

- [1] 大田弘子(稿)「消費税を考える―現行消費税の問題点―」『やさしい経済学』日本経済 新聞、2000年3月29日付朝刊。
- [2] 金子 宏著『租税法 第7版』弘文堂、1999年3月。
- 「3] 北野弘久著『納税者の権利』岩波新書、1988年4月。
- [4] 北野弘久著『現代企業税法論』岩波書店、2000年5月。
- [5] 北野弘久著『5パーセント消費税のここが問題(岩波ブックレット)』岩波書店、1994年11月。
- [6] 熊王征秀(稿)「総額表示方式の義務付け」『税務弘報』2003年5月号。
- 「7] 湖東京至著『消費税法の研究』信山社、1999年12月。
- [8] 多田雄司(稿)「消費税の総額表示を巡る問題点」『税経通信』、2003年6月号。
- [9] 田中 浩 (稿)「現行消費税の問題点と改正の方向性」『税務弘報』2001年7月号。
- [10] 田中 浩(稿)「消費税改革の法的問題点」『法律時報』第67巻3号、7頁。
- [11] 八田達夫(稿)「税の働き―益税と徴税体制―」『やさしい経済学』日本経済新聞、2001 年8月14日付朝刊。
- [12] 福家俊朗著『現代租税法の原理―転換期におけるその歴史的位相―』日本評論社、1995 年2月。
- [13] 水野武夫(稿)「租税手続法」北野弘久編著『現代税法講義(2訂版)』法律文化社、 1992年4月。
- [14] 森信茂樹著『日本の税制―グローバル時代の「公平」と「活力」(PHP新書)』PHP研究所、2001年1月。
- [15] 山本守之(稿)「消費税の納付及び税務行政」『消費課税の理論と課題―21世紀を支える税制の論理― 第6巻』宮島 洋編著、税務経理協会、1999年1月。